審查基準

令和4年3月15日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の3第1項

処 分 の 概 要:猟銃等射撃指導員の指定

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第12条(推薦等)、第42条(猟銃等射撃指導員の基準)、第43条(射撃指導員の指定の申請の手続)

審査基準

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中

- (1)「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。
- (2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活 全般におけるそれを指す。
- (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。

標準処理期間:35日

申 請 先:住所地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課

問 合 せ 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事) 課又は警察本

部生活保安課092-641-4141、内3177

備 考: